



食品衛生法に基づく食品等の輸入手続の流れ

販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。輸入届出を行わない食品等については、販売又は営業上使用することはできません。対象となる食品等とは、食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃです。

私ども日本食品分析センターでは、厚生労働省の登録検査機関として、輸入時の検査を受託しております。

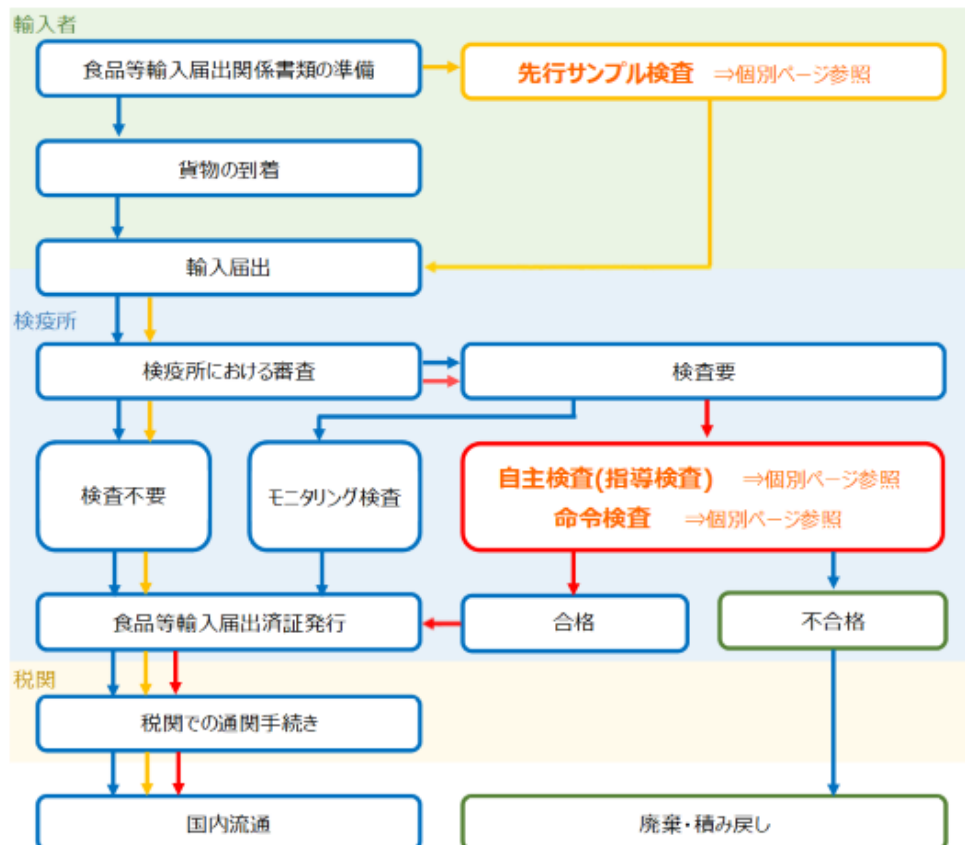
参考情報

食品等の輸入検査、流れについてご理解いただくため、まずは下記をご覧ください。

[食品衛生法に基づく輸入手続](#)（厚生労働省ホームページ）

[食品等の輸入について](#)（東京検疫所ホームページ）

[輸入届出を行わない食品等の試験成績書の取扱い\(先行サンプル検査\)](#)(大阪検疫所ホームページ)



先行サンプル検査と自主検査について

先行サンプル検査と自主検査については、どちらかを選択することができます。
それぞれ特徴がありますので、以下をご確認いただきお選びください。

先行サンプル検査（食品届出を行わない食品等で実施する検査） → 詳しくは[個別ページ](#)を参照ください。

検体：検査用として輸入した商品（食品製造用等の機械の部品）

検体受領方法：商品を輸出国製造所または製造者から当財団へ未開封で直送

試験期間：検体到着後2週間程度（食品添加物の規格試験は1ヶ月程度）

メリット：

- ①貨物を輸入する前に商品が食品衛生法に適合しているかの確認ができ、不適合の商品の輸入を防止できます。
- ②食品等輸入届出書の記入に必要な情報が全て検査結果通知書及び添付書類（製造者が作成した書類）に記載されているため、情報不足により輸入ができないという問題を防止できます。

デメリット：

- ①食品等輸入届出書の記入に必要な情報を検体の送付前に揃えなければならないため、準備に時間が掛ります。商品の輸入までのスケジュールに余裕が必要です。
- ②下記の自主検査と違い、検査対象外項目があります。
 - 検査命令対象項目
 - 細菌検査（大腸菌群、リステリア・モノサイトゲネスなど）
 - マイコトキシン検査（総アフラトキシン、パツリンなど）
 - 輸入届出貨物で検査するように通知されている項目（サイクラミン酸、シアン化合物など）

自主検査（本貨物で実施する検査） → 詳しくは[個別ページ](#)を参照ください。

検体：販売用に輸入した貨物（商品）

検体受領方法：当財団が保税状態の貨物から商品を採用

試験期間：採取日から1週間程度（食品添加物の規格試験は1ヶ月程度）

メリット：輸入した商品での検査のため、先行サンプル検査と違い通関手続きと同時進行となり、準備から商品の輸入までの時間を短くできます。

デメリット：検査の結果、輸入した商品が違反貨物となる可能性があります。